
会社合併・分割の会計

立教大学教授

荒川邦寿編著

中央経済社

《編著者略歴》

昭和3年(1928) 新潟県に生れる。
昭和27年(1952) 立教大学経済学部卒業
昭和29年(1954) 経済学修士
昭和46年(1971) 商学博士
現 職 立教大学経済学部教授
現 住 所 〒350 川越市上戸新町11-6

〔著 書〕

『会計学通論』(同文館) 1978年
『企業診断分析』(中央経済社) 1978年
『簿記会計通論』(中央経済社) 1981年
他に共編著として『現代日本の株式会社』(南雲堂深山社) 等がある。

編著者の
了解により
検印省略

会社合併・分割の会計

昭和58年3月30日 第1版発行

編著者 あら かわ くに ひさ
荒 川 邦 寿
発行者 渡 辺 正 一

発行所 (株) 中 央 経 済 社

〒101 東京都千代田区神田神保町1-31-2

電話・(293) 3 3 7 1 (編集部)
3 3 8 1 (営業部)

振替・東京 0 - 8 4 3 2

印刷 / 堀 内 印 刷

製本 / 関 川 製 本

落丁・乱丁本はお取替えいたします。

ISBN4-481-17517-6 C3034

執筆者一覧(執筆順)

立教大学教授	荒川邦寿
慶應義塾大学教授	會田義雄
旭川大学講師	鈴木博
北九州大学講師	佐々木利光
九州大学教授	市村昭三
日本大学教授	山本繁
名古屋市立大学助教授	醍醐聰
九州大学教授	津守常弘
神戸大学助教授	黒田全紀
慶應義塾大学教授	野口祐
慶應義塾大学大学院	青木幹喜
法政大学助手	大下勇二
武蔵大学教授	西山忠範
関東学院大学教授	中川美佐子
九州大学教授	今井宏
九州大学教授	蓮井良憲
立命館大学教授	河合信雄
桃山学院大学教授	中田信正
成蹊大学教授	武田昌輔

序

(1) 一般的にいて、企業成長の方式には内的成長と外的成長の二つがある。内的成長は、獲得利益の留保、蓄積に始まる資本の集積方式を意味し、外的成長は、二以上の法人格を一にする会社合併、または営業譲渡（受）による事実上の合併、もしくは会社分割、子会社設立、関連会社支配などを通じて、あたかも合併したと同様に連結される系列企業集団として、飛躍的な規模拡大をはかる資本集中方式を指している。

このような企業成長に関する法的制度としては、わが国の場合、その内的成長については、商法上、資本充実原則にそう配当規制のための計算・公開の規定がとられ、税法上またその課税所得の算定に特別の措置をも設けているが、外的成長には、商法上会社合併について規定するのみで、会社分割・企業結合については規定がなく、(子)会社新設の規定による以外、もっぱら営業譲渡、譲受による事実上の合併、分割として、その資本集中が展開しているところから、過度の集中排除に公正取引委員会の手による規制が加えられている。

しかしながら、このような企業成長を促すにせよ、規制するにせよ、まずもって、その実態を正しく把握しうる計算制度の確立が前提されていなければならない。ところが、わが国では、そうした企業の内的成長の過程における財政状態や経営成績を明らかにする財務諸表制度については、商法の会社計算規定および財務省令の計算書類規則により、さらに「一般に公正妥当と認められた」慣行を要約した「企業会計原則」ならびにこれに従う大蔵省令の財務諸表規則によって、その処理、報告の基準が明確にされており、外的成長の企業結合における親・子会社の「連結財務諸表原則」も定められて、その制度化が進められたが、会社合併・分割に関する企業会計上の処理、報告の基準は、現在までのところ、なお確立されたものとはなっていない。このため、実務上も、商法上の規定の解釈論に左右されて、その会計的処理、報告の方法、手続きに

2 序

は、ときに恣意的な選択、適用もみられて混乱の度を深くしてきており、商法規定の見直しとともに、その会計基準の再検討が論ぜられるにいたったのである。

(2) とりわけ、このような合併・分割会計基準再検討の要請は、現実には、わが国の企業成長が、いわゆる昭和40年不況を境にして、構造的にも、形態的にも大きく変化してきたことの認識から顕在化した。すなわち、それまでのわが国企業の成長は、いわゆる借金成長＝加速償却、肩代り増資の内的蓄積と、各産業部門に系列企業を配備する子会社設立、関連会社支配による集団化、階層化の外延的發展を通して、かの高度成長経済を現出してきたが、これが国際化、開放経済体制への移行にともない、安定成長、産業再編成 (industrial re-organization) の大型合併が進められる過程で、ドル・ショックからオイル・ショックを受けた70年代の低成長期に入って、減量経営、自己金融の内的成長鈍化と、既分割の子会社や不振会社を吸収・合理化する合併が盛行し、企業再組織 (business re-organization) の財務・支配構造の変革が広がったのである。

この点をわが国の会社合併・分割(営業譲渡を含む)の推移から見ると⁽¹⁾、昭和40年代以降は毎年1,000件近くと以前の2倍となり、とくに、その合併規模が大型化し、たとえば、東洋高圧と三井化学(43年)、ニチボーと日本レイヨン(44年)、八幡製鉄と富士製鉄(45年)、第一銀行と日本勧業銀行(46年)、太陽銀行と神戸銀行(48年)など、各分野での市場構造の整備・寡占化を目ざした水平合併が盛んとなったが、それもオイル・ショック後の昭和50年代に入ってから、新日鉄系特殊鋼3社の合併(51年)、伊藤忠の安宅産業吸収(52年)から、新日鉄の「受け皿会社」大阪製鉄の系列2社吸収(53年)、東洋工業とフォード工業(54年)、ライオン歯磨とライオン油脂(55年)の合併など、親子、兄弟、系列関連会社合併が漸増し、かつて分割した子会社や関連の不振会社を統合する、文字通りの垂直合併や地域、商品市場整備のための混合合併の比重が高まってきていたことが示されている⁽²⁾。

そこで、これに応じて、合併会計の処理、手続きもまた変化し、もともと多かった1対1の対等合併で、資産・負債の簿価移転、剰余金等の引継ぎ処理は

しだいに減じ、100% 出資子会社や額面変更のためのダミー会社などへの合併で資本金が変わらない場合や、事前の話し合いで増・減資して調整した後、その企業評価が合併比率に反映されない場合などが多くなる。また被合併会社の資産承継においても、大部分は簿価によりながら、土地など一部資産の再評価によって合併比率を調整し、繰越欠損を填補するなどの混合処理が目立つ一方、利益準備金その他の留保利益をも承継し、資本準備金たる合併差益の内容は、いわば単なる端数処理の結果にすぎないものとなった、とさえいわれていたのである⁽³⁾。

(3) ところが、このような合併会計処理の混乱についての認識が高まってくるにつれ、アメリカでもいわゆるコングロマリット合併の盛行から、合併会計処理の混乱が目立ち、企業結合会計制度の再構築がはかられていることが知られてきた。

すなわち、アメリカにおいては、もともと、二以上の会社が一つの法的主体となる狭義の合併に限らず、株式、現金、社債等をも対価とする株式取得の子会社支配や営業譲受けの形態までも含めて、複数の会社が一つの経済主体となる場合をすべて企業結合 (business combination) とし、それを結合後の存続会社の会計責任からみて、被結合会社の買収 (purchase) か、単なる持分のプーリング (pooling of interests) によって、その会計処理、報告の基準を異にするものとしてきた。

これは、アメリカの場合、会社法の規制は各州によって異なり、合衆国としての統一法はないので、法律上の立場とは全く別に、経済上の会社取得 (支配) か否かを問うて会計処理、報告する基準が求められ、さらにそうした財務会計とは別に、合衆国の内国歳入法によって税務上の re-organization か否かで課税繰延べ (tax free) の処理が行われているからである。

したがって、財務会計上、その企業結合処理をパーチェス法によるか、持分プーリング法によるかは、歴史的に異なり、第二次大戦前まではすべての企業結合を会社取得 (支配) と考えてパーチェス法で処理されてきたが、戦後にいたって持分プーリング法の適用が認められ⁽⁴⁾、やがて、いわゆるコングロマリ

4 序

ット合併の盛行から、その適用が拡大されるにつれて、その乱用も目立ってきた。このため、そのあり方の再検討から、さらに厳密な適用規準による規制が加えられたが⁽⁶⁾、すでに低成長に転じて合併態様も変化し、新たな資産再展開(re-deployment)が進んで、パーチェス法の適用が増加する一方、持分ブリーング法の適用基準の再吟味もまた行われているところである。

(4) そこで、このようなアメリカの企業結合会計制度の再検討を参照しながら、わが国の会社合併・分割会計の検討も進められ、昭和49年(1974)の商法改正によって、それまでに続発した粉飾決算を是正する監査制度の充実強化はかられるとともに、この改正案の国会通過の際の付帯決議に示された会社法の抜本的再検討を図る意見照会(昭和50年、法務省民事局)において、株式資本、会社機関の見直しや株式持合い規制、計算・公開、監査制度の改善とともに、企業結合、合併、分割規定の制・改定もその問題点の第6として取上げられたので、これを機に、これら企業結合、合併、分割に整合する会計基準についての論議も盛んとなってきたのである。

ときあたかも1970年代の後半以降、わが国も参加した国際会計基準委員会の承認した基準を各国内法規に反映させることになって、その第3号「連結財務諸表」を受けて、すでにわが国の連結財務諸表制度も発足し(昭和52年)、第1号の「会計方針開示について」は、昭和57年の商法改正による会計諸規範の改正で注記事項に規定されるところとなったが、この商法改正では、企業結合、合併、分割規定の制・改定はなお見送られたものの、国際会計基準草案第22号「企業結合の会計処理」の審議とともに、次の商法改正には、その関係法規の確定が望まれることとなったのである。

かくて、われわれは、以上のような問題提起に応じて、会社合併・分割の会計処理の基準策定のあり方を探った日本会計研究学会のスタディ・グループの研究と⁽⁶⁾、さらに文部省科学研究費補助金を受け⁽⁷⁾、これを深めた結果を本書で公にし、会社合併、分割の実態分析から、その財務政策、支配構造および制度法規についても総合的に検討したうえで、当面の課題たる合併・分割会計の処理法を定める適用基準の理論的枠組みを提示してみたものである。

(5) よって、本書の構成は以下のようになっている。

まず、「第1部 合併・分割会計の実態分析」の第1章は、スタディ・グループの行ったわが国の合併会計の実態調査に基づき、その問題点を明らかにするとともに、企業結合会計としての合併会計と連結会計との関連から、株式取得(会社支配)処理基準の整合性をとりあげている。

なお、その補章において、わが国の合併会計の特殊問題として、繰越欠損と「のれん」処理の実態を、伊藤忠・安宅合併のケース・スタディを通して明らかにしている。

第2章は、アメリカの企業結合とその会計処理の果す役割について、いわゆるコングロマリット合併から最近の新しい合併の動向に即して検討し、その財務政策による会計処理の変化の事例分析を展開している。

第3章は、アメリカの会社合併の動機とその効果の実証分析を示し、企業合併論における新古典派の超過収益説と経営者理論の規模拡大説ならびにその複合理論を解明したものである。

第4章は、日本・アメリカの会社分割会計について日本の会社分割(営業譲渡を含む)の実態調査に基づいて、その問題点を明らかにし、アメリカの会社分割の事例研究から、その形態と特徴を解明し、分割会計基準の策定における問題点を確かめたものである。

次に「第2部 企業結合の支配構造」の第5章は、アメリカ・ドイツにおける合併会計の特徴を歴史的、構造的に浮き彫りし、その支配構造と会計制度との関連を吟味している。

第6章は、欧州、ことに西ドイツにおける国際企業結合とその決算報告の実態を明らかにし、いわゆるEC指令による会計基準のあり方に接近してみたものである。また、同じくフランスの多国籍企業結合の現状を明らかにし、ドイツ・フランス企業の合同とその傘下企業支配の特徴を探ったものである。

第7章は、日本の会社合併における経営者支配の発展と同族支配の変化を実態分析し、その支配構造の特徴を明らかにして、その会計基準策定における持株割合基準の重要性をも示唆したものである。

6 序

そして、「第3部 合併・分割の制度法規」の第8章は、合併・分割会計の制度法規を13カ国にわたって国際比較し、その類型の特徴を跡づけて、わが国の合併・分割会計制度化の問題点を探ったものである。

第9章は、わが国会社合併の法理論を吟味し、いわゆる現物出資説と人格合一説の本質を確かめ、その会計基準策定の法的諸問題を明らかにしている。

第10章は、今回の商法改正の問題点をかえりみ、そこで見送られた企業結合、合併、分割規定と、その会計基準のあり方を論じたものである。

第11章は、アメリカ税法における re-organization の合併・分割規定を明らかにし、その税務会計基準の特徴点を探ってみたものである。

第12章は、日本の合併・分割税務の特徴と、その会計基準を明らかにし、財務会計上の基準策定における問題点をも明らかにしたものである。

最後に、「第4部 合併・分割の会計基準」の第13章は、以上の研究結果を受けて、わが国の合併会計基準のあり方を検討し、事業活動の継続性と持分割合の継続性のいかなから会計処理法の選択適用を導く量的な判定基準を提示してみたものである。

第14章は、分割会計基準の理論的枠組みを検討し、いわゆる逆パーチェス、逆プーリングの処理法の適用を定める量的な基準を提示し、分割会社株式の取得、分配から公企業の分割における問題点をも論じたものである。

もとより、本書は、文部省科学研究費補助金の成果刊行としてまとめたものであるが、なお時間と紙数の制限もあって、以上のような各章の分担研究者の主張も、また他の多くの研究者からの御教示、御助言によって示唆された問題点の吟味、調整も十分展開しえなかったばかりか、これを受けて合併・分割会計基準の策定へ接近する論理過程の検証も十分に跡づけえなかった恨みも残されている。しかしながら、研究分野も異なり、所属機関も遠く隔っていた各分担者が、数多くの機会を作って熱心な研究、討論を交わし、ともかく本書に当面の課題解明への一段階を画することができたと考えている。なお、足らざる点は、大方の御批判、御叱正をえて、今後ともその解明につとめ、わが国の合

併・分割会計基準の制度化に資することを願ってやまないところである。

最後に、編者としてこのような各分担研究者とともに、本書の刊行を快く引受けて下さった中央経済社の長田光雄氏に深く感謝するしだいである。

〔注〕

- (1) 次頁の別表（資本金別合併・営業譲渡推移）参照。
- (2) 樽崎憲安「最近の合併動向について」『商事法務』756号参照。
- (3) 和井内清「合併における企業評価と合併比率の決定」『会計ジャーナル』昭和54年3月号。
- (4) アメリカ公認会計士協会研究公報, ARB, No. 40, 1950.
- (5) アメリカ会計原則審議会意見書, APB Opinion, No. 16, 1970.
- (6) 日本会計研究学会「会社合併・分割会計スタディー・グループ」（昭和54～56年度）報告書（昭和57年5月）および『会計』117巻6号, 119巻5号, 122巻2号。
- (7) 文部省科学研究費補助金（総合研究(A)）昭和55～57年度「会社合併・分割会計の研究」

昭和58年2月

編 者

資本金別合併

合併件数

資本金 (円)	1千万	5千万	1億	5億	10億	50億	100億	100億	合計(件数)
年次	未満	"	"	"	"	"	"	以上	(上場会社(一部))
22									23
23									309
24									571
25	338	68	7	7					420
26	243	66	8	12	2				331
27	272	70	17	19	4	3			385
28	227	64	24	19	5	5			344
29	205	73	15	23	5	4			325
30	212	88	11	15	4	7	1		338
31	253	89	17	13	2	6	1		381
32	239	98	30	18	4	9			398
33	251	81	16	23	2	7	1		381
34	256	94	18	30	7	8			413
35	254	94	33	41	8	9		1	440
36	280	176	63	45	9	13	3	2	591
37	292	221	72	91	10	23	3	3	715
38	386	320	115	116	15	28	5	12	997
39	350	313	67	90	14	17	4	9	864
40	396	318	57	93	16	8	3	3	894
41	359	341	63	67	11	23	2	5	871
42	408	367	77	94	9	29	4	7	995
43	390	383	103	100	16	19	2	7	1,020 (36(28))
44	398	456	111	142	20	29	5	2	1,163 (30(15))
45	346	460	119	142	37	34	3	6	1,147 (33(25))
46	342	489	150	131	27	23	9	7	1,178 (38(22))
47	312	486	141	171	29	37	1	7	1,184 (28(20))
48	236	431	136	163	25	26	3	8	1,038 (24(21))
49	252	406	115	157	30	19		16	995 (21(16))
50	241	426	109	128	17	24	6	6	957 (25(18))
51	211	441	111	119	27	27	1	4	941 (15(7))
52	211	446	124	164	29	29	5	3	1,011 (22(17))
53	179	365	113	158	51	26	3	2	898 (19(14))
54	177	265	205	153	33	28	3	7	871 (16(15))
55	192	433	108	158	37	22	6	5	961 (16(12))

営業譲渡推移 (公取委調べ)

営業譲渡件数

資本金 (円) 年次	1千万 未満	5千万 "	1億 "	5億 "	10億 "	50億 "	100億 "	100億 以上	合 計 (件数) (上場会社(一部))
22									
23									192
24									196
25	136	36	12	15	8	2			207
26	122	39	3	9	1	5	3		182
27	72	30	4	12	6				124
28	56	31	16	15	3	5			126
29	81	35	15	21	3	11	1		167
30	52	40	12	17	7	13	2		143
31	95	52	17	26	8	11			209
32	46	35	17	26	5	11			140
33	44	34	15	5	5				118
34	57	21	11	24	11	15			139
35	50	35	15	21	7	16			144
36	75	34	13	29	2	8	1		162
37	81	49	16	29	5	11	1	1	193
38	89	58	22	32	5	14	1	2	223
39	63	63	21	25	9	14			195
40	73	53	22	30	8	40	2	4	202
41	85	83	35	31	9	11	4	6	264
42	98	91	29	51	14	12	4	4	299
43	117	135	46	36	8	8		4	354 (10(6))
44	99	160	37	62	12	18	2	1	391 (14(11))
45	136	153	28	49	16	20	3	8	413 (12(7))
46	131	171	50	54	10	22	7	4	449 (8(3))
47	97	178	60	65	13	29	5	5	452 (20(11))
48	58	118	68	95	26	38	16	24	443 (13(13))
49	102	178	49	46	11	18	4	12	420 (19(17))
50	117	158	49	53	9	30		13	429 (11(8))
51	116	209	73	61	13	24	4	11	511 (9(8))
52	123	243	89	104	17	50	6	14	646 (15(13))
53	140	222	80	91	16	24	5	17	595 (15(13))
54	118	262	74	83	26	30	5	13	611 (15(9))
55	144	292	86	93	12	25	13	15	680 (10(3))

目 次

第1部 合併・分割会計の実態分析

第1章 合併会計と連結会計

——わが国の実態調査に基づいて——

- 1 わが国合併および合併会計の実態とその特徴…………… 3
- 2 連結子会社合併の特有の問題…………… 9
- 3 企業結合概念の下での合併会計と連結会計の関連性……………13
- 4 企業結合会計のわが国での制度化の諸課題……………17

補 論 合併「のれん」会計の問題点

——伊藤忠・安宅合併の事例分析を中心に——

- 1 合併と「のれん」問題……………21
- 2 伊藤忠・安宅の合併をめぐる状況……………22
- 3 会計処理……………23
- 4 若干の問題点……………28

第2章 アメリカの企業合同の会計機能

- 1 はじめに……………30
- 2 戦後の合同運動の趨勢とその特色……………31
- 3 1960年代の合併財務政策と会計実務……………34
- 4 1970年代の合併財務政策と会計実務……………38
- 5 要 約……………40

2 目 次

第3章 アメリカの合併動機と効果

1 合併動機の実証研究における問題の所在	43
2 株主の富極大化動機を支持する実証研究	45
(1) 序	45
(2) シカゴ大学グループの実証分析	46
(3) ウェストンの関与する二つの実証研究	52
3 経営者効用極大化動機を支持する実証研究	54
4 むすび	56

第4章 日米の会社分割会計

1 日本の分割会計	60
(1) 会社分割の意義	60
(2) 会社分割の意味と内容	61
(3) わが国の営業譲渡・譲受の実態	62
(4) 会社分割とその会計に関する調査報告	64
(5) 問題点と課題	68
2 アメリカの分割会計	69
(1) 分割の形態	74
(2) 分割の動機	75
(3) 分割出資に係る会計処理	76
(4) 株式分配時の損益認識	76
(5) 被分配株式の取得価額	76
(6) 会計的效果	77
(7) 財務的效果	78

第2部 企業結合の支配構造

第5章 アメリカ・ドイツの合併会計と支配構造

1 まえがき	83
2 アメリカにおける合併会計実務の展開と会社支配構造	84

(1) 第一次合同運動における合併会計の特徴と支配構造	84
(2) 第二次合同運動における合併会計の特徴と支配構造	86
(3) 第三次合同運動における合併会計の特徴と支配構造 ——コングロマリット合併と持分プーリング法——	89
3 ドイツにおける合併会計実務の基本的特徴と会社支配構造	91
4 アメリカ・ドイツ両国における合併会計実務の基本的性格 と財務・支配構造	95

第6章 多国籍企業結合会計

1 欧州の国際企業結合と財務諸表——国際的合併に代替する型 の企業結合の場合について——	100
(1) はじめに	100
(2) 並列契約モデル(ユニリーヴァ・グループ)	102
(3) 双子会社モデル(アクファ＝ヘーヴァールト・グループ)	107
(4) 中央会社モデル(エステルN.V.を中心にして)	109
(5) 並列的企業結合の財務諸表のあり方	114
2 フランスの多国籍企業結合	115
(1) フランスの企業集中と多国籍企業	115
(2) 海外進出の地域別、部門別特徴	116
(3) フランスのコンツェルンの多国籍企業化	117
(4) フランスの公企業の比重と公的多国籍化	117
(5) フランスの情報産業の企業結合	118
(6) フランスの企業結合会計	121

第7章 日本の会社合併と支配構造

1 分析の対象	127
2 分析の内容	128
(1) 三菱瓦斯化学	128
(2) 第一勧業銀行	128
(3) 日本農産工業	129
(4) 山陽国策パルプ	129
(5) 明治製菓	130
(6) 川崎重工業	130

4 目 次

(7) 富士自動車	131
(8) 若 築 建 設	131
(9) 日 立 電 子	132
(10) 三菱鉱業セメント	132
(11) 太陽神戸銀行	133
(12) 日本軽金属	133
(13) 東洋曹達工業	133
(14) 南 海 建 設	134
(15) 岡本理研ゴム	134
(16) 大同特殊鋼	135
(17) 伊藤忠商事	135
(18) 合 同 製 鉄	136
(19) 大 阪 製 鉄	136
(20) 王 子 製 紙	137
(21) ライオン	137
3 分析の結果	138
(1) 経営者支配の消長	138
(2) 系列の消長	138
(3) 同族資本家の消長	139
(4) 同族経営者の消長	139
4 結 論	140

第3部 合併・分割の制度法規

第8章 合併・分割会計の国際比較

1 緒 説	143
2 合併会計の国際比較	143
(1) 各国の合併会計	143
(2) 三つのパターンの設定	150
3 分割会計の国際比較	153
(1) 会社分割の法制	153
(2) 分 割 会 計	155